

公益社団法人埼玉県獣医師会

会長 高橋 三男 様

埼玉県農林部長 強瀬 道男（公印省略）

埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく要請について（依頼）

本県農林行政の推進につきましては、日頃格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に御協力いただきますとともに、度重なる協力要請のお願いに対し、関係者の皆様への周知に迅速に御対応いただき、重ねて御礼申し上げます。

さて、政府対策本部は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、本県をまん延防止等重点措置を実施すべき期間を延長する旨の公示及び新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について決定しました。

このため、第77回埼玉県新型コロナウイルス対策本部会議（令和4年2月10日開催）において、まん延防止等重点措置等の実施期間を延長することが決定されました。

つきましては、趣旨を御理解いただき、引き続き関係者の皆様への周知をはじめ感染拡大防止対策に御協力くださるようお願い申し上げます。

記

〔前回からの主な変更点〕

1 実施期間の延長

令和4年3月6日（日）まで

2 まん延防止等重点措置等の内容の追加

（1）県民に対して

- オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止対策
次の感染防止対策を徹底し、感染リスクを減らすこと。
 - ・ 飲食はなるべく少人数で黙食を基本とすること。
 - ・ 会話をする際にはマスクの着用を徹底すること。
 - ・ 感染リスクの高い場面・場所への外出は避けること。
 - ・ 家庭内においても室内を定期的に換気するとともにこまめに手洗いを行うこと。
 - ・ 子どもの感染防止策を徹底すること。
 - ・ 高齢者や基礎疾患のある者は、いつも会う人と少人数で会うこと。

(2) 事業者全般（施設管理者等を含む。）に対して

- オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止対策
 - ・ 業務継続の観点からも、在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数の削減目標を前倒しで設定すること。

その他の内容と詳細については、下記ホームページを御覧ください。

埼玉県HP【2月10日発表】

埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく要請

<https://www.pref.saitama.lg.jp/notice/2022021001.html>